

## 第5章 重点整備地区の区域及び特定経路，準特定経路

### 1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており，重点整備地区は，「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ，かつ，相当数の高齢者，身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設，福祉施設及びその他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

稲荷地区では，公共交通機関の核であるJR稲荷駅や京阪伏見稲荷駅を利用する高齢者や身体に障害のある方などが，目的地まで安全で円滑に徒歩で移動できる交通環境の整備を目的とした稲荷地区基本構想を策定する必要があります。

重点整備地区の区域については，JR稲荷駅や京阪伏見稲荷駅で電車から降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる駅周辺の施設のうち，多くの高齢者や身体に障害のある方などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要です。また，隣接する京阪藤森地区においても，今後，基本構想の策定が予定されています。そこで，旅客施設からの徒歩圏内を基準としますが，それぞれの旅客施設と隣接する旅客施設の受け持つ範囲を考慮して区域を設定します。

#### (1) 旅客施設周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

各旅客施設駅（JR稲荷駅及び京阪伏見稲荷駅）からの徒歩圏内（駅から概ね半径500m～1kmの範囲）に立地し，多くの高齢者や身体に障害のある方などが，駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を抽出しました。

表－5 駅周辺に立地する主要施設

医療施設	久野病院，第二久野病院
教育施設	龍谷大学，伏見工業高校，立命館高校・中学校
文化・レクリエーション施設	伏見稲荷大社，摂取院
商業・宿泊施設	ライフ伏見深草店

#### (2) 重点整備地区の区域の設定

表－5の主要施設のうち，市民にとって特に重要な施設である久野病院や第二久野病院，高齢者や身体に障害のある方をはじめとする多くの方が訪れる伏見稲荷大社，稲荷地区の主要な商業施設であるライフ伏見深草店，そして多くの学生が学んでいる龍谷大学などを重要施設として捉え，これら重点施設とそれらを結ぶ経路を包括的に含む範囲を重点整備地区としました。また，重点整備地区の設定に当たっては，今後，基本構想を策定する予定となっている京阪藤森地区における重点整備地区の想定範囲も考慮しています。

具体的な区域の線引きについては，道路や河川等によって明確に境界を定めました。

## 2 特定経路、準特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

しかし、沿道の状況等を勘案すると、有効幅員が2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合した整備を平成22年までに実施、完了することが可能な道路がなく、特定経路の設定が困難な状況となっています。そこで、主要な経路については「準特定経路」として位置付け、できる限り歩行空間の確保を行っていくこととしました。

以上を踏まえ、稲荷地区においては、準特定経路として表一六のように設定しました。

表一六 準特定経路

準特定経路Ⅰ	◇JR稲荷駅と伏見稲荷大社及び久野病院・第二久野病院を結ぶ経路 該当する路線：市道 本町通 一般府道 稲荷停車場線（通称：本町通）
準特定経路Ⅱ	◇京阪伏見稲荷駅と準特定経路Ⅰ及びⅢを結ぶ経路 該当する路線：一般府道 稲荷停車場線 市道 稲荷勸進橋線（通称：稲荷新道）
準特定経路Ⅲ	◇準特定経路Ⅱから龍谷大学までを結ぶ経路 該当する路線：市道 河原町十条観月橋線（通称：師団街道） 一般府道 中山稲荷線（通称：第一軍道）
準特定経路Ⅳ	◇準特定経路Ⅲから伏見工業高校を結ぶ経路 該当する路線：市道 深草緯23号線（通称：稲荷新道）

図-9 重点整備地区の区域及び準特定経路

